

平成30年 No.9

○国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則の一部を改正する規則の制定について

改正理由

学生納付金の取扱いの実態に即し，所要の改正を行うものである。

国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成30年 3月13日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成30年規則第8号

国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則（平成16年規則第32号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則の一部改正について

改正理由：学生納付金の取扱いの実態に即し、所要の改正を行うものである。

改 正				現 行			
〔省略〕				〔省略〕			
(学生納付金)				(学生納付金)			
第2条 本学において、収納する学生納付金は、以下の各号に定めるものとする。				第2条 本学において、収納する学生納付金は、以下の各号に定めるものとする。			
(1) 授業料（附属幼稚園（附属特別支援学校の幼稚部を含む。）にあつては、保育料。以下同じ。）				(1) 授業料（附属幼稚園（附属特別支援学校の幼稚部を含む。）にあつては、保育料。以下同じ。）			
(2) 入学料（附属幼稚園にあつては、入園料。以下同じ。）				(2) 入学料（附属幼稚園にあつては、入園料。以下同じ。）			
(3) 検定料				(3) 検定料			
(4) 寄宿料				(4) 寄宿料			
2 前項第1号、第2号及び第3号に掲げる学生納付金の額は、別表1のとおりとする。				2 前項第1号、第2号及び第3号に掲げる学生納付金の額は、別表1のとおりとする。			
3～5 〔省略〕				3～5 〔省略〕			
〔省略〕				〔省略〕			
別表1（第2条第2項関係）				別表1（第2条第2項関係）			
区 分	授 業 料	入 学 料	検 定 料	区 分	授 業 料	入 学 料	検 定 料
学 部	年額 535,800 円	282,000 円	17,000 円 <u>編入学、転入学及 び再入学の場合</u> 30,000 円	学 部	年額 535,800 円	282,000 円	17,000 円
〔省略〕				〔省略〕			
附属国際中等教育学校の後期課程	115,200 円	―― <u>編入学、転入学及 び再入学の場合</u> 56,400 円	―― <u>編入学、転入学及 び再入学の場合</u> 9,800 円	附属国際中等教育学校の後期課程	115,200 円	――	――
〔省略〕				〔省略〕			
附属特別支援学校の中学部	――	――	1,500 円	附属特別支援学校の中学部	――	――	1,500 円

				<u>学部の編入学, 転入学及び再入学</u>	<u>535,800 円</u>	<u>282,000 円</u>	<u>30,000 円</u>
				<u>附属国際中等教育学校の後期課程の編入学, 転入学及び再入学</u>	<u>115,200 円</u>	<u>56,400 円</u>	<u>9,800 円</u>
研究生	月額 29,700 円	84,600 円	9,800 円	研究生	月額 29,700 円	84,600 円	9,800 円
[省略]				[省略]			
[省略]				[省略]			
<u>附 則</u> <u>この規則は, 平成30年3月13日から施行する。</u>							